

平塚市自然環境アドバイザー派遣要綱

(目的)

第1条 市は、市民・事業者・行政の3者が実施主体となり、人と多様な生きものが良好な関係を築きながら、豊かな自然環境を未来へ受け継いでいくことを目的とした「平塚市生物多様性保全アクションプラン」(令和5年3月策定)の基本方針に基づき、自立と連携による豊かな自然環境の保全を支援するため、自然環境に関する専門的な助言や指導等を行う有識者等を、平塚市自然環境アドバイザー(以下、「自然環境アドバイザー」という。)として派遣する。

(派遣の対象者)

第2条 自然環境アドバイザーの派遣を申請できるものは、原則として派遣を受けようとする場所の所有者及び管理者であり、かつ次の各号に掲げるものとする。

- (1) 10人以上の市民で構成する自治会や町内会等の住民組織や各種活動団体及びグループ
- (2) 市内で開発事業等を行う事業所
- (3) 国・県・市等の行政機関

(派遣の対象となる事業)

第3条 派遣対象となる事業は、市内において実施される保全活動や開発事業に伴う影響調査であり、政治、宗教活動を目的としないものとする。

2 前項に掲げるもののほか、市が特に認める事業は、自然環境アドバイザーの派遣対象とする。

(派遣の方法)

愛4条 自然環境アドバイザーの派遣方法は、次のとおりとする。

- (1) 派遣できる回数は、原則として、同一申請者に対して、同一年度中3回以内とする。
- (2) アドバイスの範囲は、生物多様性の保全に関することに限るとし、権利調整に関することは対象としない。

(派遣の申請)

第5条 自然環境アドバイザーの派遣を希望するものは、原則として派遣希望時期の2カ月前までに、平塚市自然環境アドバイザー派遣申請書(第1号様式)により、市長に申請するものとする。

(派遣等決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、派遣申請書を審査し、自然環境アドバイザーと調整の上、速やかに、その可否を決定し、平塚市自然環境アドバイザー派遣・非派遣決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(派遣の変更及び中止の申請)

第7条 前条の規定によりアドバイザーの派遣決定の通知を受けたもの(以下、「決定者」という。)は、申請した内容を変更するとき又は派遣を中止するときは、速やかに、平塚市自然環境アドバイザー派遣変更・中止申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに、その可否を決定し、平塚市自然環境アドバイザー派遣変更・中止決定通知書(第4号様式)により、当該申請をしたものに通知するものとする。

(派遣決定の取消し等)

第8条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自然環境アドバイザーの派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 申請した内容と異なる目的で自然環境アドバイザーの派遣を受けようとしたとき。

(2) 派遣の目的が達成できなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により自然環境アドバイザーの派遣の決定を取り消したときは、平塚市自然環境アドバイザー派遣取消通知書（第5号様式）により、その旨を通知するものとする。

(結果の報告)

第9条 決定者は、自然環境アドバイザーの派遣が終了したときは、終了後2週間以内に、平塚市自然環境アドバイザー派遣結果報告書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

(謝礼の支給)

第10条 アドバイザー派遣の謝礼は、1回あたり一人5,000円を、予算の範囲内で支給する。

(派遣業務の委託)

第11条 アドバイザー派遣に関する業務は市民団体「ひらつか生物多様性推進協議会」へ委託するものとする。

(庶務)

第12条 アドバイザーの派遣に関する委託業務以外の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月24日から施行する。